

行政常任委員会

令和 7 年 7 月 1 8 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○南委員長 皆さん、おはようございます。本日は、何かとお忙しいところ、委員会に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日の議題なんですけれども、三木里海岸における課題解決ということで議題を上げさせていただいております。

後ほど、課長のほうから、時系列に簡単に概略説明をしていただきますので、あえて私のほうからは説明はいたしません。

それでは、まず、副市長より御挨拶をお願いいたします。

○下村副市長 おはようございます。

○南委員長 座ったままで。

○下村副市長 本日は、行政常任委員会を開催していただき、ありがとうございます。

3 月議会で御報告させていただきましたが、4 月に実施いたしました三木里と九鬼の駐車場及び二つの条例のパブリックコメントについて結果が出ましたので、その辺の御報告と、パブリックコメントに対応した条例の一部改正させていただきましたので、条例（案）について説明させていただきます。

あわせて、委員さんが新しくなったということで、これまでの取組についても事務局のほうから御説明させていただきます。

○南委員長 それでは、事務局のほうから、できるだけ分かりやすく、時系列に説明をお願いいたします。

○濱田商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いします。

本日は、三木里海岸等における課題解決について報告させていただきます。

本件につきましては、新たに委員になられた皆様もおられますので、今までの取組の経緯を説明した後、本年 4 月 1 日から 4 月 3 0 日まで実施いたしました「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例（案）」及び「尾鷲市駐車場条例（案）」に係るパブリックコメントの結果、5 月 1 0 日から 6 月 1 日まで実施いたしました「尾鷲市駐車場条例（案）」の対象駐車場である九鬼観光駐車場及び三木里海岸駐車場、2 か所での実証実験結果、そして、それらを踏まえた上で、二つの

条例（案）の修正点について説明させていただきます。

それでは、行政常任委員会資料１ページを御覧ください。通知します。

１、これまでの経緯です。

「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例（案）」につきましては、令和４年度から、三木里海岸において、一部の観光客がマナーを守らないことによる騒音やバーベキューによる臭気、ごみのポイ捨て、火気使用による失火などの迷惑行為に対し、特に火気使用を禁止する「過料」付きの通年条例の制定が地区より求められており、今後、海水浴場を管理、運営するにあたり、地域の皆様との共生を図りながら、誰もが安全で安心して楽しめる海水浴場を目指すものであります。

「尾鷲市駐車場条例（案）」につきましては、観光地での公平で適正な利用の促進、地域の実情に応じた管理、運営の確立を目指すとともに、観光地でのマナー違反者に対する通年での一定の抑制を図るとともに、管理、運営に係る必要経費に対する財源確保を目的に、駐車場スペースでの料金を徴取するための条例制定を目指すものであります。

現在まで、地区、県、庁内関係課との課題解決に向けた協議を重ねており、令和７年第１回尾鷲市議会定例会行政常任委員会にて、「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例（案）」及び「尾鷲市駐車場条例（案）」を説明させていただいた上で、令和７年３月１日から４月３０日までの１か月間、この二つの条例（案）についてのパブリックコメントを実施いたしました。

また、駐車場実証実験につきましては、５月１０日から６月１日までの期間、三木里海岸駐車場２か所、九鬼観光駐車場１か所において実施いたしました。

次に、三木里海岸及び九鬼町大配観光における課題解決に向けた令和６年度からの主な取組についてであります。

まず、２、（１）の三木里海岸における課題解決に向けた主な取組についてであります。

令和６年４月から、県や地区会、市関係各課との意見交換を随時開催し、経緯や課題等に対する確認を進めながら条例（案）の策定を進め、本年２月２５日に三木里地区会に対し、「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例（案）」及び「尾鷲市駐車場条例（案）」を示した上で、意見交換を開催させていただきました。

そして、三木里地区会との意見交換の場でいただいた修正意見を加味した上で、３月の第１回定例会行政常任委員会におきまして、経緯や令和６年度の主な取組とともに、市としての対応につきまして、「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関

する条例（案）」及び「尾鷲市駐車場条例（案）」もお示しし、説明させていただいております。

次のページ、２ページを御覧ください。

その上で、４月１日から４月３０日までの１か月間、２条例に対するパブリックコメントを実施し、「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例（案）」につきましては、４３名の方から１０５件の御意見を、「尾鷲市駐車場条例（案）」につきましては、４６名の方から８６件の御意見をいただいております。

また、第１回定例会行政常任委員会の席において南委員から御提案がありましたパブリックコメント期間中の説明会の開催につきましては、４月１１日に尾鷲市中央公民館で開催し、三木里地区、九鬼地区、市議会議員の皆様など、２８名の方に御参加いただき、２時間を超える忌憚のない意見交換をさせていただいております。

また、５月１０日から６月１日までの２３日間、三木里海岸駐車場２か所と九鬼観光駐車場において、中部電力ミライズコネクトのシステムを活用した実証実験を実施いたしました。実証実験の結果につきましては、後ほど説明させていただきます。

その後、パブリックコメントの回答作成とともに、パブリックコメント及び実証実験結果を踏まえた上で条例（案）の修正を進め、６月２６日に三木里地区会の皆様に条例（案）の修正点などについての説明と意見交換をさせていただいております。

その他、三木里海岸での課題解決に向けて、三木里地区会からの要望等も受けながら、５か国語対応のマナー啓発看板の設置、盗水防止対策としての防犯カメラの設置、熊出没注意啓発看板設置など、随時行っております。

次に、（２）の九鬼町の大配観光における課題解決に向けた取組についてであります。

九鬼町大配につきましては、絶景スポットとしてテレビ放映された影響もあり観光客が増加し、それに伴い違法駐車などによるトラブルが増加したことから、地域からの要望を受け、令和５年４月に市民サービス課所管の九鬼コミュニティーセンター用地であった旧九鬼中学校グラウンドの一部を観光駐車場として整備し、商工観光課に移管したと聞いております。

ア、三重県山岳遭難防止対策連絡協議会についてであります。

大配観光につきましては、軽装など、安易な気持ちの入山により遭難等の発生件数が県下でも問題になっていると伺いましたので、昨年１月に、県、県警、三重県

山岳スポーツクライミング連盟、関係市町で構成される三重県山岳遭難防止対策連絡協議会に加入し、情報交換や啓発活動などに取り組んでおります。

次のページ、３ページを御覧ください。

イ、看板等設置についてであります。

観光駐車場等までの誘導看板や注意喚起や啓発用看板を設置し、随時、熱中症対策や熊出没注意、登山届提出などの周知を図っております。

ウ、吉野熊野国立公園関係事業です。

大配が吉野熊野国立公園内にあることから、遊歩道や安全のための道標整備を実施するためには環境省との協議が必要となりますので、環境省の職員も随時本市へ来所していただき、現地視察や意見交換など、随時対応しております。

エ、その他として、大配への軽装、準備不足による入山により遭難等の発生件数が増加していることから、昨年７月に「絶景オハイへの山歩 虎の巻」を作成し市ホームページに掲載することで、登山であることの周知や注意喚起を行っております。

また、昨年９月には、九鬼区山関係団体、県警本部、尾鷲警察署、紀北消防組合など、関係９団体が集った会議を開催し、駐車場の有料化や登山届の管理などについて話し合いを行っております。

次のページ、４ページを御覧ください。

昨年１１月からの取組につきましては、１ページ、２、（１）の三木里海岸における取組と同じですので説明を割愛させていただきますが、６月１９日に九鬼町内会役員の皆様にパブリックコメントや駐車場実証実験の結果、条例（案）の修正点について説明した上で、意見交換をさせていただいております。

３、条例（案）につきましては、８ページから２４ページまでの別紙１から３の「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例（案）」に対するパブリックコメントの回答、３０ページから５０ページまでの別紙２の３、「尾鷲市駐車場条例（案）」に対するパブリックコメントの回答及び５１ページの別紙２の４、特Ｐ駐車場実証実験結果表の要点について報告させていただいた後、説明させていただきたいと思います。

それでは、行政常任委員会資料８ページを御覧ください。通知します。

別紙１の３は、本年４月１日から４月３０日間で実施いたしました「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例（案）」に対するパブリックコメントで寄せられました意見と、それに対する市の回答であります。

本条例（案）に対しましては、４３名、１０５件の意見が寄せられております。

主な御意見といたしましては、第３条の適用期間について、通年または海水浴場開設期間の延長を求める御意見であります。

第５条の利用者の責務については、本県の海水浴場の条例とは若干違うかも知れませんが、ごみ出し料金の有料化を求める御意見、第５条及び第６条の禁止行為について、火気使用の可能エリアの設定を求める御意見、第７条の指導、勧告等について、将来的な部分も含め、罰則規定の求める御意見などが多く寄せられております。非常に分量が多いですので、詳細につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、行政常任委員会資料３０ページを御覧ください。通知します。

別紙２の３は、本年４月１日から４月３０日まで同じく実施いたしました「尾鷲市駐車場条例（案）」に対するパブリックコメントで寄せられました御意見と、それに対する市の回答であります。

本条例（案）に対しましては、４６名、８６件の御意見が寄せられました。

主な御意見といたしましては、第３条の供用時間について、２４時間または時間延長を求める御意見、第５条の使用料については、近隣と比べ、２,０００円は高いのではないかとというような御意見、第５条、第６条の使用料の減免については、市民や地元商店利用者の割引提案などが多く寄せられております。詳細につきましては、同じく、後ほど御覧ください。

次に、５月１０日から６月１日まで実施いたしました駐車場実証実験結果につきまして、報告させていただきます。

行政常任委員会資料５１ページを御覧ください。通知します。

本実証実験につきましては、対応可能であった中部電力ミライズコネクト株式会社の特Ｐサービスを活用しております。実証実験期間中は、毎日午前９時から午後１０時まで、午後６時から午後７時までの２回、商工観光課職員により現地確認を実施し、特Ｐ予約者と予約していない車を確認し、確認時間帯のみとはなりますが、予約していない車の車種、車番等の記録を行っております。

結果表の数値につきましては、あくまで定時確認のため、予約台数と駐車台数が不一致となっておりますので、御了承ください。

九鬼駐車場エリアにつきましては、予約可能台数１８台に対し、期間中１６７件の予約がありました。定時確認においては、予約者が５５％、予約されていない車が４５％の割合となっております。

なお、九鬼駐車場対象エリアにつきましては、現在、砂防事業のため、一部用地を民間事業者に貸付けしておりますが、来年２月末までの貸付期間となっておりますので、その後は、約４０台分の駐車場スペースとなる予定であります。

次に、三木里駐車場エリア、三木里側につきましては、駐車可能台数４６台に対し、港湾利用者用駐車場５台を除く予約可能台数４１台に対し、期間中４８台の予約となっております。定時確認においては、予約者６１％、予約されていない車が３９％の割合となっております。

同じく、三木里駐車場エリア名柄側につきましては、予約可能台数１５台に対し、期間中７２台の予約が確認されております。これも、定時確認においては、予約車が５３％、予約されていない車が３４％の割合となっております。

予約されていない車の割合が約５０％となっている理由といたしましては、実証実験の周知不足や、携帯電話によるＱＲコードを読み取り予約される際に、無断駐車や不正利用防止のための車両情報と予約者情報のひもづけがうまくできていない方が非常に多く散見されました。

また、後日、業者において実施いただきましたアンケート結果によると、回答数が非常に少ないため、あくまで参考程度であります。県内利用者が多く、予約制であることを現地で知ったという言葉もありましたので、周知不足かなと思っております。

また、予約方法は、利用しやすかった、使用料については、やはり１回１，０００円ぐらいが支払いやすいというような御意見が多くなってございました。

パブリックコメントや駐車場実証実験の結果を踏まえ、条例（案）について一部修正しておりますので、新旧対照表により説明させていただきます。

行政常任委員会資料７ページを御覧ください。

「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例（案）」新旧対照表となります。

まず、１条の目的に、地域的な特徴をより明確に示すため、「海岸区域に近接して住宅が存在する地域的な特性に鑑み」という表現を追記させていただいております。

次に、第６条の禁止行為につきまして、同条第４号の「砂浜に車両等を駐車すること」を、御意見もありましたので、「砂浜に車両等を乗り入れること」に修正させていただきました。

同じく、第６条に、新たに第６号として、「テントその他簡易な宿泊の用に供す

ることができる用具を用いて野営すること」を追記し、キャンプ禁止を明確にさせていただきます。

次に、「尾鷲市駐車場条例（案）」の一部修正につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

行政常任委員会資料 28 ページを御覧ください。通知します。

第 3 条の供用時間につきましては、先ほども御意見ありましたように、九鬼観光駐車場及び三木里海岸駐車場ともに午前 6 時から午後 6 時までとなっておりますが、九鬼観光駐車場につきましては、利用状況等も加味し、午前 5 時から午後 10 時まで、三木里海岸駐車場につきましては、閉鎖時間については、三木里地区会との意見交換の場において、住宅と近接していることから午後 6 時までにしてほしいとの強い要望を受けておりますので、利用開始時間を 1 時間だけ延ばさせていただきます、午前 5 時から午後 6 時までとさせていただきます。

第 5 条の使用料につきましては、三木里海岸駐車場の使用料は、三木里地区会からの御意見も踏まえ 2,000 円とさせていただきますでしたが、パブリックコメントや近隣市町の状況を踏まえ、2,000 円から 1,000 円にさせていただきます。

第 6 条の使用料の減免につきましては、「別に定める特別の理由があると認めるとき」としておりましたが、地域住民や地域商店利用による減免の意見も多くありましたが、あくまで公共の観光駐車場であり、公平性、公共性の観点から、他市町の条例を参考にし、減免対象者を明確にさせていただきます。

第 9 条の禁止行為につきまして、次のページ、29 ページを御覧ください。

第 4 号、「駐車場の目的以外の使用に供する行為」としておりましたが、具体的禁止行為を明示し、「普通自動車等及び尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例第 6 条第 1 号に規定するモーターボート等の洗浄、たき火又は火気等を使用する調理器具の使用、その他駐車場の目的以外の使用に供する行為」に修正させていただきます。

なお、パブリックコメントで多く寄せられました火気使用可能エリアの設定につきましては、海水浴場開設期間に限り、海水浴場エリア外の隣接地に火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきたいと考えております。

参考に位置図を通知させていただきます。

こちらは、名柄地区のエリアで海水浴場の隣接地であり、民家からも離れていることから、県に海岸保全区域等内占用協議書を提出し、火気使用及びキャンプ可能

エリアとして同意いただき、6月26日の三木里地区への説明の際にエリアの設定を説明させていただいております。しかしながら、参加者から反対の御意見もありましたので、本市といたしましては、パブリックコメントの意見を尊重するとした上で、隣接地に火気使用及びキャンプエリアを設定させていただくことを回答させていただくとした上で、地区での代替場所を探していただきたいと、その場で後日提案いただくことになっておりましたが、後日、区のほうから、直火禁止以外の何物でもないと、海水浴場期間中は全面禁止にしたらいいいのではないかと御意見をいただきましたので、残念ながら代替用地の地区からの御提案はいただけておりません。

私どもといたしましては、冒頭で説明させていただきましたこれまでの経緯を踏まえ、地域住民の皆様の懸念を少しでも減らすために、実証実験の意味も兼ねて、本年度の海水浴場開設期間中は、同エリアへの誘導を促したいと考えております。

また、直火禁止につながる話ですが、6月26日の三木里地区への説明会終了後、区長より要望書を預かりましたので、共有させていただきます。

本要望書は、4月30日に開催されました三木里地区総会での決議であり、本尾鷲市が策定予定の三木里海水浴場開設期間内の火気使用禁止の条例がつけられることは評価するが、パブリックコメントでは三木里住民の意見は反映されないの、直火の通年禁止の議決を採るべきとの全体委員会での提案があり、その結果、三木里海岸の砂浜部分が、ここ数年で極端に雑草に占領されていることを全員が見ており、直火による汁や肉汁による過栄養で雑草の生育を助けた結果であるのが三木里地区会全員の共通認識であることを確認し、三木里地区住民の総意として、三木里名柄海岸通年直火禁止条例の策定を求めるものというものであります。

砂浜での直火につきましては、海岸法等により、海岸保全のため、たき火が禁止されておりますが、同法令には、禁止する必要があると認めて海岸管理者が指定するものを行うこととありますので、直火禁止につきましては、港湾施設の管理者である県に要望させていただきたいと考えております。

なお、今回の火気使用及びキャンプエリアとして提案いたしております名柄地区エリアでの直火は、同じく港湾施設を毀損する行為のため、禁止されているということを県には確認しております。

また、あくまで直火禁止ですので、通常、直火禁止ということになると、バーベキューコンロ等を使ったものは可能じゃないかなというのが、多分、他市町の条例状況を見ると確認をしております。

続きまして、行政常任委員会資料４ページにお戻りください。通知します。

４の今後のスケジュールといたしまして、昨年開設いたしませんでした三木里海水浴場につきましては、本日１８日から来月１７日までの１か月間開設し、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

また、パブリックコメントにつきましては、本日の委員会終了後、市ホームページ等で掲載させていただきます。

なお、「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例（案）」及び「尾鷲市駐車場条例（案）」につきましては、駐車場整備の実施に当たってや、また、周知期間を考慮し、遅くとも１２月議会までには上程していきたいと考えておりますが、今後も引き続き地区の皆様の御理解がいただけるよう、粘り強く商工観光課としては協議してまいりたいと考えております。

以上、三木里海岸等における課題解決についての報告とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。できるだけ詳しくということで、過去の流れを説明していただきました。

要するに、先ほどの令和７年度９月、今後のスケジュールというところを確認してほしいんですけども、今回、委員会として三木里海岸における問題解決という議題なんですけれども、現実には、この二つの条例、あの地域から要望のある条例を策定するのに、今日まで、いろんな地域の方だとかパブリックコメント、市民の意見を聞いた上で今回やっとまとまったということで、もうパブリックコメントのほうも今度は公開させていただく運びになって、我々議会の委員会としては、また、その条例を精査し、地域の方の意見を聞きながら、恐らく１２月ぐらいに上程されるであろうと判断するんですけども、１２月議会でこの採決に議決に至っていくということなんですけれども、結構時間のかかっていることなんですけれども、皆さん、それぞれ地域の方からいろんな意見を承っておると思うんです。取りあえず、今回は、説明をしていただく場を設けたわけなんですけれども、特に、この条例制定に向かったの御意見のある方は、ぜひともこの場を利用して御発言をお願いしたいと思います。

○中井委員 何度もちょうと説明はいただいていると思うんですけども、何点か気になる点があったので……。

（「マイク使って」と呼ぶ者あり）

○南委員長 もうちょっとマイクが前のほうで。

○中井委員 何点か気になる点があるのでちょっと質問させていただきたいんで

すけど、まず、直火の罰則付きの通年禁止について、こちらも何度も説明いただいていると思うんですが、改めて説明いただきたいのですが、海岸は県管理でありというふうに回答の中であると思うんですけども、海岸法上、市に管理を委ねる制度は存在するとは思いますが、自由使用の原則についても、公共の安全、環境保全のためには制限は可能だと思います。また、罰則規定の条例自体も、県との同意は必要だとは思いますが、努力次第で整備できる話だとは自分は思っているんですけども、そこら辺、もう少し、再度詳しく経緯だとかを説明いただけたらなと思います。

○濱田商工観光課長　地区から、私が令和6年に商工観光課長として来たときに、まず、私も初めてでしたので、過去の経緯も含めて、県も含めて、地区の皆さんも含めて、まず一体何が問題で、どうしたのか、いろいろ確認させていただいております。その中で、確かに、通年直火禁止という、そのときは直火禁止だけでなく、バーベキューも禁止だし全てを禁止してほしいという御意見ではあったんですけど、そこから、キャンプについては、この暑い中、海水浴場へ来てテントも張らずにいたら、熱中症で、皆さん、危険な状態になりますよというお話しをして、ちょっとずつして最後に残ったのが直火ですね。要は、それは何でかということ、御意見としては、臭気もあるし、特に、松林として燃やされているということが原因でありました。ただ、それを、じゃ、通年で規制をする条例をつくるかとなると、海岸というのはやはり自由使用が原則というのものもあるし、だけど、私も言わせていただいたように海岸法上の直火というのは、基本的に海岸保全上、禁止されているということで、商工観光課として、市としていろんな関係課も調整する中で縛るとするならば、その自由使用が原則という中での何か縛りをかけるとするならば、通年、言わば、県から建設課に対して管理委託されているわけですね。その中に、商工観光としては、その中に、今、海水浴場期間だけは届出を出して海水浴場として開設させていただいていると。我々が自由使用を原則として何かを縛るのであれば、当然、海水浴場で来られた方含めて、安全で安心して楽しんでいただく部分が、やっぱり禁止できるだろうと。それは、直火禁止ではなくて、モーターボートであったり、いろんな危険な部分はたくさんあるだろうということで、他市町の条例も含んで、その部分だけの禁止条例をまず制定させていただきたいということで、通年ではなくて、期間限定でさせていただいております。もし本当に通年で禁止をするとするならば、先ほど言ったように、県にもう管理を任せて、県になってしまうか、多分そちらにあるんじゃないかなと思います。もう市としての部分の中で、

なかなかそこを通年での管理というのは厳しいかなと私は考えております。

もう一つ、罰則規定もそうなんですけど、基本的には、刑法をはじめ、軽犯罪法を含め、いろんな法律で罰則が適用になっております。その中で、やはり直火という部分は、基本、海岸法では禁止になるけど、罰則をつけたからといって、多分すぐ、1回言われたのは、罰則で金額明示したら電話するから、あなたたち取りに来たらいいのよというのは言われているんですけど、そうではなくて、多分、他市町の罰則をつくっていたとしても、警告をするなり注意するなりとしてしないとなかなか取れないと思っています。

そうした状況の中で、特に期間を限定する中で、まず一步でも進めるためには、いきなり罰則ではなくて、やはり、この中で、まず指導勧告をして、注意をして、だから、皆さんがパブリックコメントであったように、完全禁止じゃなくて、隣接するところへ何かつくってくださいよという御意見で私は対応すべきかなと思って、そこは、地区等の話合いにおいても、当然、その状況を見ながら条例というのは改正することができるので、一步一步まずは一步前に進めることを進めたらどうかということで、今の条例（案）となっております。

○中井委員　この条例を制定すること自体が一步ということは、もちろん僕も承知していますし、あと、1点気になったのは、自由原則だからといって何でもしていいわけじゃないとは思うんですよ。今、そのオープンウォーターがあつたりとか、地元のお祭りがあつたりとか、海岸をきれいに保つというのは必要不可欠だと思いますし、その命を守るという上でも、例えば、今、熊の話も出てきていますよね、という上でも必要だとは思うんですよ。

例えば、じゃ、今、条例が施行されていない期間中に直火による肉汁だったり食べ残しなどで熊を誘引して人身事故が発生した場合に、市はどういうふうな対応だったり責任は取るつもりなんでしょうか。

○濱田商工観光課長　市はという部分はあるんですけど、当然、ごみのポイ捨てであるとか不法投棄をするというのは犯罪であって、市がどういうことをするかとなれば、啓発をするとか、それに対する対応を取っていくしかないと思うんです。それは、商工だけじゃなくて、今、させていただいている環境であつたり、建設だつたり、いろんなところが監視カメラをつけたりとかいろんな対応をさせていただいていると思うんです。そういうことをしないと、なかなか全ては難しいかなと思いますけど。やっぱり個人のマナーの問題ですので、大体、人の土地にごみをほるなんてマナーだと思うので、そういう取組を根気よくしていくしかないかなと思

います。

○中井委員　　そういう事故が起こった場合は、最後に聞いたと思うんですけど、責任だったりは取らないという認識でよろしいですか。

○濱田商工観光課長　　市としては責任は取れないと思いますけど、私は。誰かがほうったごみに、そこで熊が寄せられて、それでけがしたから市が全部責任だという、そのどこに、それが責任がつながるのか分らないです。それで、市としては、そういうごみを捨てたり熊を寄せつけるように誘引する行為をしないでくださいという周知とか啓発は全然できると思うんですけど、熊による被害、イコール、市の責任というとなると、ちょっとそこまでは厳しいんじゃないかなと思いますけど。対策は、当然取りますけど。なので、我々だけじゃなくて、水産農林も県とか関係の機関と連携しながら見回りしたり、それで、地区からお話あったら監視カメラつけたりいろんな取組は進めていますので、監視カメラによる抑止効果は高いというふうには聞いていますので、その辺は、一步一步やっぱりいろんな取組も進めながら、そういう被害とか事故がないような対策を取っていくしかないかなと思いますけど。

○南委員長　　中井委員、もう少し大きな声でお話しをお願いいたします。

○中井委員　　説明責任だけでなく、先ほども言っているように通年を求めているわけじゃないですか。もしそれが施行されれば対策は取れるはずだとは思いますが、そういった予測できる予防はできると思うんですよ、予測して。熊がその期間中だけじゃなくて、ちゃんとそれ以外にもキャンパーは来るだろうし、ごみを残していく可能性はあるという中で、じゃ、その通年禁止しないことに対しての、その予測的な責任というのはあると思うんですよ、予防的な責任。説明責任だけでなく、予防的な責任があると思うんですよ。それについては。

○濱田商工観光課長　　私は、条例を定めたから、熊の例えば食べ物への誘引を全て禁止できるとは思っておりません。ですので、その中で、皆さんから、この前もあったように、熊のうんこがあそこの松のところに落ちていたという話があって、それを受けて農林が行って、いろんな監視カメラつけたり対応を取っているということも一つだと思うんですね。何か条例で通年条例をつくって罰則にすれば、全というものが完全になくなるというようなように思うんですけど、基本的には、そうであれば、全ての法律そうなんですけど、じゃ、縛って何も事件が起きていないか、犯罪が起きていないかと、そうではないと思うので、それは、条例で縛るだけではなくて、ソフト的なものも含めて、いろんな、今、随時でやっているいろんな取組

を通じて、そういう熊を誘引させないような取組をすることで十分ではないかなと思いますけど。

○中井委員 通年でもしやるとなったら県に任せるというふうにおっしゃっていましたがよね、今。

○濱田商工観光課長 通年となったら、少なくとも地区との話合い、以前にあった地区との話合いがあるんですけど、一つ、海水浴場期間というのは1か月なので、地区が通年でできんのならば、海水浴場期間を2か月でも、3か月でも、4か月でも、今の現状の暖かくなっている状況に延ばしてくださいというお話は地区から確かにいただいているんです。ですので、今年の予算は1か月の予算しか取っていないのでできませんけど、令和8年については、常識的にですよ、常識的に6か月ということはないと思うんですけれども、それが2か月なのか延ばせる部分は延ばして、少なくとも、ちょっとでもやっぱりそういう対策が取れるようには我々としてもやっていきますというのは地区にお話ししている。それが、だから、いきなり通年となると、多分、今、我々が定めようとする条例ではなくて、今、地区からもあったような新たな条例制定なり、また、県としての通年とか、各県に港湾の海岸の対応をしたような条例をつくっていただくしか対応が厳しいんじゃないかなと私は思います。

○中井委員 引き続き、延ばしていただけるなら延ばしていただきたいと思うので、そちらも検討をお願いいたします。

もう一点ある……。もう二点ぐらいあるんですけど、駐車場に関してなんですが、夜間、その三木里……。

(「いいですか」と呼ぶ者あり)

○中井委員 はい。

○南委員長 はい。

○仲委員 条例が別々やもんで、別々に審議したほうがいいんじゃないんですか。海水浴場のほうと、それが終わってからにしたら。

○南委員長 どうですか、1本ずつに審査をいたしたいと思いますので、まず、三木里の保全条例のほうですね、海岸のほうから行きたいと思います。

○中井委員 そちらのほうから行くとすれば、今年は条例は施行されないということで、少しでも抑止だったり条例の周知はさせる必要があると思うんですけど、先ほど看板の5か国語言語の看板の設置、禁止の設置をしていただくということをおっしゃっていただいたと思うんですけれども、それは、どこのエリアに設置され

るんですかね。設置予定なんですか。

- 濱田商工観光課長　　ちょっと1点だけ言っておきます。5か国語の看板の設置は、商工観光課が多分初めてだと思いますからね。今まで多分どこもしていないし、地区としても、多分、設置したものは、日本語があれしかしていないので、そこだけは御理解いただいた上で。

看板設置としては、通常我々がしているのは、駐車場の入り口のところであったりとかそういうところにする。直火禁止とか、この前、熊が目撃情報があったということがあって、直火禁止とごみの持ち帰り、ポイ捨て禁止ということについても5か国語看板というか5か国の啓発物を作ってくれというお話があったので、それらについても作っておりますので。ここ、最近、ちょっと雨で貼りにいけないんですけど、それも全部作っていますので、そういうものは、それぞれの海水浴場の全エリアに貼らせていただこうかなと考えています。

（「全エリア」と呼ぶ者あり）

- 濱田商工観光課長　　全エリア。その大きなものは、そんなにあちこちに貼……。

- 南委員長　　すみません、勝手に話しないでください。発言は、委員長に求めてください。

- 中井委員　　その設置場所なんですけど、できれば砂浜の部分に設置するということは難しいんですかね。

- 濱田商工観光課長　　砂浜の部分につきましても、東屋のところとかいうところにはいろんな啓発物は貼らせていただいていますので、それは、やらせていただこうかな。大きなものが貼れるかどうかは、また状況を見てさせていただきますけれども、啓発は、どんどんさせていただきたいなと思っています。

- 中井委員　　よろしくお願いします。

地区民から提案があったんですけど、こういった「タンカン板」って言って、ふだんは看板としても使いつつ、緊急時には担架、人を運べるものとして使える製品がありまして、例えば、今、三木里海岸のところって、防波堤、防潮堤……。

（「防潮堤」と呼ぶ者あり）

- 中井委員　　防潮堤が閉まっていて、人が乗り越えるときに……。乗り越えるというか、人が駐車場のほうに行くときに結構時間がかかってしまうという制約があって、じゃ、もし人が倒れたときに、その担架でそこを乗り越えていけるような形というのがあったらいいなということで頂いたんですけども、そういったところも検討いただきたいなと思っています。

○濱田商工観光課長　　そういう資料を頂きまして、また予算措置ができるかどうか含めて、別にいいことだと思うので、その辺は後でまた資料をください。

○南委員長　　よろしいですか。

他に。

○西川委員　　中井委員、声が小さいもので、もう聞こえづらいんですよ。課長に向かってじゃなく、マイクに向かってしゃべってください。

あなた、その熊のふんが見つかったのは何月のことだか知っていますか。

○中井委員　　僕がその話を聞いたのは、前回の行政常任委員会のある委員さんの発言で確認はしています。

○西川委員　　見つけたの、私です。正月です。正月、海水浴客、誰もおらんのですよ。それで、この4月に行われた……。議員間討論ではないんですけど……。

○南委員長　　結構です。どうぞ。

○西川委員　　説明会には参加されていますか。

○中井委員　　していません。

○西川委員　　私は、このとき参加したんですけど、ただ、その砂浜に近いところの人の意見は、もうやらない、やらないでくれと、臭いが強い、騒音がうるさい。あと、逆に、離れたところの住民の方は、せっかく三木里海岸があるんだから他市町からもっとお客さんを誘致しようと、そういうような意見に真っ二つに分かれていましたよね、参加者。皆さん、参加していましたか。していませんよね。そういう意見を言うんだったら、もっと勉強してから言ってください。

課長、あのときって、何人、議員は参加していましたか。

○濱田商工観光課長　　参加され、パブリックコメント中の説明会ですか、は参加されていないです。

○西川委員　　いや、中央公民館であったでしょう、説明会。

(「はいはい」と呼ぶ者あり)

○西川委員　　あのとき、議員は、何名参加されていますかって聞いています。

○濱田商工観光課長　　4名でした。その当時4名です。西川委員と中村文子委員と中村レイ議員と岩澤議員が参加されておりました。

○西川委員　　ということは、現在、2名しか参加していないわけですね、その説明会を聞いたのは。だったら、もっと……。何か足早に説明し過ぎで、聞いていない人に、その説明会に参加していない人にもっと分かりやすく説明してくれんと、何でこういうことになったのかということがほかの委員さんは理解できていないと

思うもので、もうちょっと、今、三木里地区のことですよ、住民の声とか要望書とかを、もっと分かりやすく、ちょっとやってもらえませんか。

○濱田商工観光課長 その席で一番大きかったのは、その説明会につながる話なんですけど、私、この令和7年3月の行政常任委員会に出席する前のこの令和7年2月の三木里地区との懇談会のまず席で、今回、提案する修正する前の条例（案）についてお示しさせていただきました。その中で、そこで、例えば、カヤックであるとか、例えば駐車料金は2,000円にしてほしいとか、それは環境対策だということで、三木里から宣言的なものにしたいから上げてくれというような御意見をいただいて、私は、それを踏まえて、区長に修正点もお見せして、分かった、ありがとうというお言葉もいただいて、この3月の行政常任委員会で説明させていただいております。ですので、それを踏まえてパブリックコメントに移させていただくという形でして、そこから先ほど言われた説明会になるんですけど、その説明会の席で参加されていた区長さんから、当然、条例（案）に対する先ほど言われたように通年で罰則つきじゃなぜないのかとかいろんな御意見はされました。

その中で、もう一つあったのが、三木里地区会としては、海水浴場は開設してほしくないという決議を採っているという御発言もある一方で、同じ三木里地区の方からは、そういうことの決議は採っていないと、三木里、通年を通したやはり観光資源としての活用をしないのかという御意見もありました。一方で、本当に、あそこの会で、その中で三木里の区長さんからは、私は今回の条例（案）については反対だということを宣言されたという部分がありました。

もう地区の中でも本当に意見がまとまっていないのが現状です。正直、そのとき、西川委員さんのほうからも、もっと地区の中で話したらいいんじゃないかというようなお言葉を多分いただいたんじゃないかなと思うんですけど、いろんな駐車場の条例（案）提案にしろ、海水浴場のものにしろ、やっぱりそれぞれが銘々の意見を言い過ぎて、本当にまとまっていないのが現状です。それがよく分かるのが、こういう説明会やったんじゃないかなというふうには私は感じております。

○西川委員 それ、課長が、ようまとめなんだだけでしょ。

それで……。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○西川委員 ちょっと待ってください。

それで、その説明会があってからパブリックコメントの結果が、今、出たわけですよ。それを、もっと、これ、後で見てくださいでなく、僕らもゆっくりいろん

な意見を見たいので、また、賛成、反対は、後日にできませんか。

○南委員長　　そうですね、はい。

（「それは、賛成だけ。賛成、反対も」と呼ぶ者あり）

○西川委員　　いやいや、結論を出すのは、もうちょっと勉強させてくださいねということを行っています。

○南委員長　　そうですか。同感ですね。

○濱田商工観光課長　　あくまで今回は、別に、もう、すぐ条例（案）、皆さん、お願いしますということを投げたつもりではないです。やはり地区の状況も踏まえていますので、もう一度地区にも話したいという部分もありますし、皆さんの中でもまた見ていただいて、今後、こういう機会をまた設けさせていただいて何度となく説明をして、ある程度、よっしゃ、これでいこう、一旦進もうという納得に持っていきたいと私は思っていますので、今日、別に、賛否をさせていただく必要性はないかなと思います。

○西川委員　　分かりました。そっちでないと、この割愛し過ぎる部分が出てくるので、皆さん、説明会へ出ていない方は特にそうでしょうから、これ、ほぼ説明会での意見のパブリックコメントですよ、答えですよ。

○濱田商工観光課長　　説明会の席では、あそこでは意見交換はあったけど、今、意見言ったものは、パブリックコメントという形で正式な形で名前とかあれも全部書いた中で出してくださいと言っておりますので、あそこで意見したけど実は出ていないというものがあるんじゃないかなと私は思っております。

○西川委員　　分かりました。ちゃんと、1回、皆さん、委員の皆さんが、このパブリックコメントを頭の中にたたき込める時間をいただけるんですね。ありがとうございます。

○下村副市長　　冒頭でもお話しさせていただいたんですけど、新人議員さんも大きく代わったということもありまして、3月議会での説明、その後のパブリックコメント、実証実験の経過について、今回、説明させていただいたということで、議案上程についても、リミットはありますが、拙速に上げる予定はございませんので、委員の皆さんには十分御審議いただきたいと思っております。

○南委員長　　今日の委員会の持った一つの大きな理由というのは、今の副市長も、課長からもお話があったんですけども、やはり4月1日から30日まで市民のパブリックコメントを徴取したということで、やはり議会でまず報告した上で、オープンでSNSを通して皆さんに周知したいというのが一つの大きな理由だったんで

す、今回、委員会を開いて周知させてくれということで。今回の主な理由は、パブリックコメントをオープンにするというのが、一つの登竜門として、委員会を開かせていただきました。

それと、今、課長のほうからも大事な言葉があったんですけども、地域が意見がまとまっていないというようなお話がございました。当委員会の議長もそうなんですけれども、当然、議会上程をする上の大前提というのは、やはり地域の意見がまとまった上でこの議案を上程していただきたいということは常々強く要望をしておりますので、恐らく形として条例が上がってくる段階では地域の意見が合致して、ある程度合意形成が取れた段階で上がってくるものと私は委員長としてそのように理解をしておりますので、あくまでも12月だ云々と言いましたけど、やはり地域の合意形成が一番大切でございますので、合意形成を取った上で必ず議会へ上程をしていただきたいと、これは委員会として強く要望をいたしたいと思います。

他にございませんか。

○中井委員 意見がまとまっていないというと、すごく語弊が。

(「声、入っていないで、スイッチ」と呼ぶ者あり)

○南委員長 マイク。

○中井委員 意見がまとまっていないというと、すごい語弊が。確かに、いろんな意見はあると思うんですけど、今回、4月に総会で決議を採った直火については、やっぱりまとまてはいるとは思いますが、まとまっていますので、そこについては語弊があるなというふうには思ったので、僕から個人として弁明させていただきたいなというふうに。

○南委員長 課長、よろしいで。この要望書の話だと思うんですけども。

○中井委員 はい。

○南委員長 この直火禁止条例を新たに設定せえというの、これ、それとも、保護条例の中へ入れてくれと、どっちなんですか、これ。僕も、ちょっと理解に苦しんでおったんですけど。

○濱田商工観光課長 私も、その辺は、区長に改めて確認をさせていただかないといけないかなと思っております。というのは、火気使用の禁止条例はつくられることは評価するという言葉もありますので、した上で新たに通年の禁止条例をつくらせていただきたいとするのか、それか、全部もといに、がらがらぽんをして、もう直火禁止条例だけでいいというのか、そうするととなると、やっぱり大きなことになりますので、そうすると、その辺は、やっぱり確認をさせていただきたいなと思っ

ております。直火禁止については、先ほど言うように、あの海岸法上、建設とも話をして確認はしているんですけど、基本、皆さん、直火は禁止ですので、そこだけは御理解ください。

○仲委員　このパブリックコメントの中をずっと見てみると、やっぱり、その10名程度が通年という希望が出ておるんですわ、通年。それで、5月から10月とかいう方も含めて10名。それで、区長からの要望も、直火はともかくとして、通年という考え方が主なんですね。それで、これについては、執行部は通年は県との協議の中で、これは無理やと、開設期間ということであれば無理やという話やもので、そこは妥協性がないわけですよ、今、考えると。県が通年で許可をするということであれば、そうでしょうね、そういうことだと思うんですけど、その中で、今回、名柄のほうのあれを提示していただいたんですけど、この名柄のあれは、今回の海水浴場の開設の場所には入っていないですね、そこだけちょっと。

○濱田商工観光課長　占用許可区域なので入っておりません。

○仲委員　そうすると、今後、三木里区との話の中で妥協点を見つけるということであれば、キャンプ場を名柄のほうへ持っていく、キャンプできるところとか、直火というか火気使用を持っていくという話が詰められる中で、その名柄の今日提示した部分については、開設場所じゃないもので、この条例は適用されませんね。

○濱田商工観光課長　適用されません。

○仲委員　この条例が適用されん名柄を指定するということであれば、指定というよりも開放するということであれば、やはり名柄地区とのきっちりとした協議も必要になってくると思うんですよ。そういう意味では、かなり条例としては厳しい条例、厳しいというか困難な条例というふうに感じます。なので、今の委員長から言われたように、これは、今期の開設、海水浴場の開設へ間に合いません。ということであれば、来年からの話ですもんで、やっぱり拙速ではなくて、三木里区、名柄区とも十分に詰めた上で、条例の上程をお願いしたいと思うんですけど、いかがですか。

○濱田商工観光課長　もうその気持ちは変わっておりませんので、時間のある限り、やっぱり詰めたい。ただ、我々としてお願いがあるのは、やはりある程度、よっしゃ、納得いったと言うてオーケーいただいた部分が、後日、やっぱり反対というて言われてしまうと、それは、どこまで議論をしてでも、全員の皆さんの御意見を酌むことは到底無理なので、そうなると、全ての条例も含めて、今の取組がゼロになりますよと。ゼロになったときに何かをしてくれという話になっても、もうそ

れはなかなか進まない話になるので、そもそもの今回の説明させた経緯の部分、何でこれを始めたかということは、再三にわたり地区でもお話しさせていただいているんだけど、そこを踏まえた上で、ちょっとでも改善するため、前進するがために、取組としては、今、提示できるのはここまでですということは言っているの、それも踏まえながら改めて粘り強く話はさせていただきたいなと思っております。

○中井委員 再度、確認させていただきたいんですが、占用許可部分なんですが、おっしゃられたと思うんですけど、直火は、その地の中のルールの中では、一応禁止ということで見ているということですよ、直火は。

○濱田商工観光課長 県の公安、海岸管理者として、海岸法上でも、たき火とかそういうことは禁止になっておりますというのが県の見解ですので、通常、この前もちょっと地区会の説明会でお話あったように、我々が管理した芝生の上で直火をして燃えるじゃないかとかいろんな御意見あるけど、あれは、そもそもやったら駄目な行為なので、もちろん我々としても、そういう芝生の中で、そういう直火禁止とかというのはどんどん貼るという部分はさせていただきたいと。ただ、1か月の期間の中で、そこでバーベキューとか臭いを何とかしてくれという要望があった中で、それを解決しようとするならば、どこかにその人たちを持っていかないと、それか、来るなと言うか、どっちかしかないんですよ。そうすると、地区としては、開設するなになりますし、開設しなくても来てバーベキューはするわけでしょう、だから、それを解決しようとする、何らかのエリアが必要じゃないかと言って我々もずっと回ったんですよ。地区説明会に来られていたので分かると思いますが、我々もあそこを回った中で、やはりあの民家からちょっと離れた部分であって、ここしかないだろうなという御提案をさせていただいた。それで、本来、そこで地区から、いや、もっとここがいいよと、例えば、地区の人とか民間の事業者の方が別のエリアでそのキャンプとかバーベキュー施設をオープンされるとかしていただくのが私は一番いいんだと思うんですよ、こういう規制はかけたくないの。それが一番いいんだと思うんですけど、そういう地区と一緒に何かを取組をさせていただかない限りは、多分なかなか、その条例制定そのものも難しいんじゃないかなというのを私も思っています。

○中井委員 お願いします。ここは、結構、急に出てきた部分であるとは思いますが、まだ、丁寧に進めていければとは思っております。よろしくお願いいたします。

○南委員長 他にこの条例について御意見のある方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、取りあえず、説明はお聞きしたということで今日は閉じたいと思いますけれども、やはり条例制定に当たっては、三木里地域だけじゃなしに、名柄地域の方も踏まえた上で、十分ハードルの高い条例制定になろうかと思うんですけれども、一生懸命できる限りの努力は進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで10分間休憩します。

(休憩　午前10時59分)

(再開　午前11時10分)

○南委員長　　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、尾鷲市の駐車場条例（案）についての審査に入りたいと思います。

御意見のある方、御発言、お願いいたします。

マイク入れてくださいね。

○中井委員　　駐車場に関してなんですけど、夜間、三木里は18時以降、九鬼は22時以降対応されないという話だとは思いますが、夜間の駐車進入を防ぐためのバーだったり、設ける想定はありますか。

○濱田商工観光課長　　近隣市町の熊野も含め、近隣市町、確認させていきました。バーつきのものを設置しようとするすると1,500万、加えて、毎年、数百万のものが出る。いろんな民間事業者の設置している、金融機関さんも聞きましたけど、相当故障が多いという話が聞いておりますので、今のところ、バーつきは設置しないというふうに考えております。

ですが、この前したようなQRコードのものであると、やはり不正利用というか、不正じゃないんですけど利用があると思うので、セコムとかの監視カメラ、要は、動画確認とかで1週間とか1か月とかという動画保存できるようなものもあるので、そういうところで不正利用がたくさん発生するようであれば警察に情報提供するなりしてするという手も一つですし、もう一つ、カメラつきの駐車システムがあるんですけど、そちら、無料で実証できるかなというふうに交渉していたつもりが実証実験で100万かかると言われましたのでできないので、そうやけど、カメラつきのそのシステムはあるということだけは言わせていただきます。

○中井委員　　お願いします。その18時以降、22時以降終わったときに、簡易的な何か車の通行を妨げるようなものを設置するという話とかは出ていないんですかね。簡易的なものでも。

○濱田商工観光課長 それについては、今後、地区との話し合いも含めて、どうするかになるかなと思います。基本は、今、もうせっかくウェブとか今日の携帯でというものを考えていますので、そこまでは考えていませんけど、もしその必要性も含めて、もうちょっと検討したいかなと思います。

○中井委員 よろしくをお願いします。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 今回のこの駐車場の件に関してなんですが、現在、その駐車場の運営というのがインターネットとかQRコードを使っただけの予約みたいな感じになるんですよね。もしそのシステムを知らない方が来られたりとかそういうときは、その駐車場の利用というのは、どういうふうにする予定ですか。

○濱田商工観光課長 まず、前提として、三木里地区、港湾利用者がおりますので、三木里地区には港湾利用者用に5台は地区用駐車場を確保させていただきたいと考えております。

九鬼につきましても、やっぱり短時間利用の声が非常に多いという部分があるので、九鬼につきましても、3台分は九鬼の管理用の駐車場として置かせていただく。その部分で、新たにシステムを導入する場合は、そういう不測の事態が生じるので、一定数の予備を設けるというふうなことを考えております。

○中村委員 その5台、九鬼も5台……。

（「いや、3台」と呼ぶ者あり）

○中村委員 九鬼は3台、それで三木里は5台という感じなんです。

今後、ようやくアプリなりそのシステムを利用してくださいという周知をしてくれないといけないふうになってくると思うんですけども、その周知の方法については、どうお考えでしょうか。

○濱田商工観光課長 どの会社、尾鷲でやれるでという会社になるんですが、なかなか尾鷲まで営業所がないのでやれないという事業者が多いのが事実なんですけど、する場合は、きちんと有料駐車場という看板を作ったり、ホームページ等、いろんなところで周知をさせていただくしかないかなと思っております。

当然、前回、実証実験したときも、入り口のところには看板は設置させていただきましたので、もっと分かるような有料駐車場であるというものが分かるようなことのそういう啓発はします。

○中村委員 よろしくをお願いします。

私、見落としていたか分からないんですけども、広報とかにも載せる予定とか

はありますか。

○濱田商工観光課長 どういう形ですかは、まだこれから条例ができるかどうか分かりませんが、もちろん広報、市内の方、観光駐車場ですので基本的には地域の方も御利用されるでしょうけど、基本的には、九鬼もそうなんですけど、よそから来るお客さんというか、大配とか利用されるときに、その自分たちの駐車場に勝手に止めていくとかということでは何とかしてくれって言って観光駐車場として設けているので、地区の人とかをあまり想定はしていないんですけど、当然、お友達が来るとか、ここに有料駐車場あるよということは話が出るとしますので、広報とかそういうことを全戸配布のものについては、当然、入れさせていただきたいと思います。

○南委員長 よろしいですか。

○中村委員 はい。

○西川委員 先日、九鬼へ行って見てきたんですけど、九鬼で何件かお店屋さんありますよね。その前に漁師の方が車いっぱい止めていますよね。その人らは適用除外ですよ。例えば、そのお店やっておる方の前に、3台なら3台、無料の区画みたいなのを設けられんですか。でないと、小さな何か飲食店だったりすると、そこの、わざわざ九鬼を盛り上げるためにやってくれている店の前に止めただけでも違法駐車になるんであれば、例えば、例えばですよ、1杯1,000円のラーメンを食べる、1杯500円のコーヒーを飲むにしても1,000円取られるんであれば、1,500円になって、2,000円になっていって、そうしたら、お客さんが来なくなりますよね。その店の浜焼きとか何かいろいろありましたよ、先日、行ったら。そこだけでも、店の前、特別スペース。紀北町は、銚子川を全部禁止しておるのは緊急自動車を通れないためという理由だと聞きました。九鬼は道が広いから、店の前の海岸べたに止めたら、そのお店の前の、それでも十分緊急自動車を通れるスペースになるんですけど、それは特例としては、そういうのはできんですか。

○塩津建設課長 そのお店の前は、多分、道路法上の公道であると思われますので、市の判断で無料の駐車区域つくるのは、かなり難しいと思われます。

○西川委員 あそこって、駐禁ですか。

○塩津建設課長 ちょっと、それは確認しないと分かりませんので、また確認させていただきます。

○西川委員 いや、だったら、地元の漁師も、みんな、駐禁で捕まりますよね、

地元の漁師さんも。だったら、そのお店の前だけでも少し融通を利かすというか、せっかくわざわざ九鬼を盛り上げるために、いろんな店、小さな店舗があるんですから、そこだけでも優遇措置として。

それは、商工観光としては、そんな気は、さらさらないですか。

○濱田商工観光課長 地域のために飲食店、地域を盛り上げるためにというのは理解します。そういう声をいただいたのも事実でありますけれども、私は、商売をする以上は、やはりお店が1台でも2台でも自らの駐車場を確保していただくというのが基本じゃないかなと思っております。

○西川委員 そのスペースがないから言っておるんですよ、スペースがないから。それ、何時間も喫茶店におるわけじゃないでしょう。30分そこらでしょう。駐車場を特定に設けよって言うたら、例えば、市が決められたところに1,000円払って、お店まで歩いていくんですか。

○濱田商工観光課長 そういう御意見もあったので、今回の観光駐車場の部分にも3台分、九鬼の短時間利用、1時間以内の短時間利用ですかねという部分の中で確保させていただくということが我々からの提示できる条件かなと思っております。

○西川委員 いや、それを承知の上で切り離して言うと、観光駐車場等は、大配、行くやつでしょう。それとは別にということを言っておるんですよ。でないと、全部が全部コミュニティのところへ止めてくれというのでは、距離もありますし、もともと人口少ないところでやっておる店だったら、お客さんも足が遠のくんじゃないんですか。

○濱田商工観光課長 先般、6月19日に、九鬼町の町内会、九鬼区の皆さんと、役員さんはじめ、多くの方と御議論させていただく中で、逆に、一部、その出席された飲食店さんのほうから、あそこの道路上の違法駐車を全て厳しく取り締まるように警察に言うてほしいというお話が、実際、その今、名前が挙がった方からありまして、そのときに私は言わせていただいたのは、釣り客だけが本当に停めていますかというお話をさせていただく中で、その中に出席されていた方からは、委員おっしゃるように、いや、九鬼の人たちもあそこが停めてあるんで、そんな、あそこを取り締まりをきつくしてしまわれると困るからやめてくれという御意見があったので、逆に言うたら、あそこは、飲食店側からすると停めるなやし、地域の人やったら曖昧にしておいてくれという御意見があったのは、この前の会議でのお話でした。

○西川委員 いや、統一せなあかんのじゃないですか。そこが、商工観光課長の

腕の見せどころじゃないんですか。

○濱田商工観光課長　三木里も含め、九鬼もそうなんですけど、なかなか私のちょっと力不足で意見の統一ができていないのは申し訳ないですが、こちらも、やっぱり皆さんと粘り強く議論させていただきたいなと思っています。

○仲委員　まず、最初に聞きたいのは、三木里と九鬼の実証実験したんやけど、そのときの台数が、九鬼が１８台で三木里が５６台やな。その台数が１８台で５６台が、今回の条例の駐車台数となるかどうか、まず、１点。

○濱田商工観光課長　今、九鬼につきましては、砂防工事で一部貸しております。結果的にすると、多分、約４０台、九鬼のほうには、あと２０台以上増えます。

三木里については、その数で間違いありません。

○仲委員　前の説明では、三木里は港湾関係があるもので５台って言うたんやけど、九鬼は、港湾じゃなし、漁港やけど３台という。この５台と３台の開きが、ちょっと、僕、理解できんのやけど、もし九鬼の駐車スペースにまだ残地があるんやったら、正直、平等に５台ずつにしたらあかんのかな、今の西川委員さんの話もある。

○濱田商工観光課長　それにつきましては、別に５台でも構わないと思いますので、九鬼のそれは台数も増えることですので、そういう御意見があれば、５台５台というふうにさせていただくことは可能だと思っています。

○仲委員　港湾関係者というのは公務であれば無料で免除できるわけやで条例では、それで、面倒やもんで、そこへ５台のうちで入れるというのやったら、やはり公務であるというのは、九鬼でも公務があるはずやで、それで、５台５台で確保すれば、ある程度は緩和できるということ。

それで、もう一点。この３４ページにその話が載っておって、言うたら、九鬼３台と三木里５台を短時間、１時間程度のスペースを設けるという回答の中で、条例にはそれは全く載っていないんやけど、その解釈なんやけど、短時間は１時間程度という話になっておるんですけど、結果的には自由に使ってくださいよという御理解でよろしいですか。

○濱田商工観光課長　はい、その考えで間違いありません。

○仲委員　そうやな。はい、結構です。ありがとう。

○南委員長　他にございませんか。

○西川委員　最後。この料金徴収方法は、どうやってやるんですか。

○濱田商工観光課長　その導入するシステムによってなるとは思いますけれども、

基本的には、バーつきのお金を入れる形ではなくて、電子決済になるかと思います。それは、どういうものができるかというそのシステム次第かと思います。ただ、現金での納付は、現状、厳しいかなと思っています。

○西川委員 じゃ、ナンバーで確認するんですよね。

○濱田商工観光課長 今回、実証していただいたものであれば、ナンバーを入れて、本人情報とひもづけして決済をしていくという予定ですし、例えば、カメラつきのものであれば、カメラでナンバーを撮って、そのナンバーが出るときに決済するというような形になるかと思います。

○西川委員 あのナンバーって、普通車は、前は別につけなくてもいいんですよね。それだったら、どうやって確認するんですか。

○濱田商工観光課長 今、私もその件は初めて聞きましたので、それも含めて、そういう業者のほうにも確認させていただきます。

○南委員長 よろしいですか。

○西川委員 いいです。

○南委員長 先ほどの安心安全な海水浴の確保の条例については合意形成がまだまだ取れていないというような理解をしたんですけれども、今回の尾鷲市駐車場条例の案につきましては、地元とは、ほぼ合意形成は取れている段階ですか、現時点で。

○濱田商工観光課長 もうちょっとやっぱり議論をさせていただかないといけない部分はあるかなとは思っております。別に、両会場ともで両方とも条例もそうなんですけど、大きな反対であるとか、有料化、駐車場料金を取ることがあかんということは言っていないです。皆さん、別に、有料化も、料金は。ただ、その地区である駐車場で料金を取るのであれば、何らかの地区に対するメリットはないんですかという御発言はいただいています。ただ、それは地域でいろんな観光問題とか観光対策するときに、そこに上がった財源というのは当然そういうものに充当になっていくので、何もないところの一般財源で何かするんじゃなくて、生まれたものから、やはり地区に対してお金を財源をいろんなことを考えて取り組むということの一つの財源としては考えられるんじゃないんですかということ九鬼のほうでも説明はさせていただいていますので、その辺は、やっぱり同じく、三木里と同じく、九鬼とももうちょっと話させていただいて、その上で上げさせていただきたいと考えています。

○南委員長 そのとおりだと思います。収益で、その目的で上げた収益について

は、できるだけ地域の環境整備のほうへ還元していただくよう、よろしくお願いいたします。

今しばらく、まだもっと9月議会では難しいということですか、現実には。

○濱田商工観光課長 条例の多分締めが、もう8月早々になると思いますので、現状、9月は厳しいかなと思っていますので、12月を見据える中で、早い段階で調整させていきたいと思っています。

○南委員長 分かりました。

やはり地域の声を十分踏まえた上で議会のほうへ上程していただくよう、よろしくお願いいたします。

特にこの際ですので、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、本日の行政常任委員会は終了いたします。ありがとうございました。

(午前11時27分 閉会)